

規約

令和 4 年 3 月 29 日

東京都板金工業組合

東京都板金工業組合定款規約

役員選考に関する規約

第1章 総則

(役員の選任)

第1条 本規定は、定款第34条役員選任に関する事項の他、役員選任について規定する。

第2条 第1条の目的を達成するために、役員推薦委員会(以下委員会という)を設置する。

第2章 役員推薦委員会

(役員推薦委員)

第3条 委員は、定款第34条3項をもって、選出される。

2 委員長は、委員会の運営を円滑に遂行するため、事務局職員から職員1名を事務係として任命する。

(役員推薦委員長)

第4条 役員推薦委員長(以下委員長といふ)は、理事長が任命し、理事会の承認を得る。

2 委員長は、1名とする。

(役員推薦委員会の設置時期)

第5条 委員会は、役員改選の総代会開催の2ヶ月前までに設置されなければならない。

(役員推薦委員会の任期)

第6条 委員会は、通常総代会の組合員による新年度役員の承認をもって終了する。

(役員推薦委員会の任務)

第7条 委員会は、次の任務を遂行しなければならない。

2 委員会は、役員を選考しなければならない。

第3章 役員の選考

(選考役員の範囲)

第8条 委員会は、定款第27条に定める役員を選考する。

(役員推薦委員会の構成と選考)

第9条 委員会は、継続事業の遂行の必要性から現行役員（理事長）の意見を求め、役員を選出しなければならない。

第4章 雜則

第10条 全役員選考を遂行するにあたり、本規定に定めのない事項が発生した場合は、理事会が決定する。

第11条 委員会の構成者は、会議の協議内容について、役員選考期間中は無論、退任後においてもみだりに漏らしてはならない。

第12条 この規定の変更は、総代会の承認を得なければならぬ。

(付則) 本規約は平成22年10月1日より施行する。

改正 平成30年11月20日

東京都板金工業組合定款規約

(総代会の招集)他

当面、電磁的方法による招集等、記録は実施しない。

(委員会)

役員は、いずれかの部会委員会に所属する。

委員会は、9部会委員会とし、必要に応じて追加できる。

決定事項、報告事項を理事会及び、支部長会にて報告する。

各部会委員会の責任者（部会長、委員長）は理事長が選任する。

部会委員会の名称	事業内容
総務委員会	周年行事等の企画、事務局運営、その他各部会委員会に属さない事案に関する事。
会計委員会	組合の会計業務に関する事。予算、決算の作成。
経営対策部会	各種講習会、斡旋販売の企画運営。責任施工制度の管理運営。 新商品の紹介。組合ホームページの管理運営。
責任施工保証委員会	瑕疵保証物件の審査、承認、保証書の発行。
厚生保険部会	国民健康保険、年金基金、組合共済の管理運営。成人病健診の募集、実施。各種保険、共済の募集及び管理運営。
訓練校運営委員会	東京都知事認定の職業訓練校の運営。
技能検定運営委員会	職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の実技試験の実施。
青年部会	事業後継者の相互の親交と研鑽。
東京都板金工業組合 技能士部会	東京都建築板金技能士会、寺子屋、銅板加工技術研究会の運営。

(支部)

東京23区内地域及び、多摩地区（八王子、町田、立川、府調泊、小平）内地域の21支部とする。但し、支部の合併についてはこれを認める。

各支部は、支部長を1名選任し、支部長会に出席する。支部長欠席の場合、代理出席を認める。

各支部長は、支部長会の決定事項、連絡事項について遅滞なく各支部の所属組合員へ周知徹底を図る。

(付則) 本規約は平成22年10月1日より施行する。

改正 令和4年4月1日

東京都板金工業組合慶弔規定

第1条 組合員に慶弔等があったときは、本規定により慶弔金または見舞金を贈る。

第2条 組合員が結婚したときは、祝い金として2万円を贈る。(支部役員が持参)

第3条 組合員の第1子が誕生したときは、祝い金として1万円を贈る。(支部役員が持参)

第4条 組合員が死亡したときは、生花一基または花輪および香典1万円を贈り、理事長または本部役員が弔問する。

第5条 組合員の配偶者が死亡した時は、生花一基または花輪および香典一万円を贈り、支部長または本部役員が弔問する。

第6条 組合員同居の両親、事業後継者（青年部未加入）が死亡したときは、生花一基または花輪および香典1万円を贈り、支部長または本部役員が弔問する。

第7条 組合員の自宅が火災または風水害により著しく損害を受けたときは、見舞金1万円を贈る。

第8条 第2条から第7条までに掲げる事由が発生したときは、組合員本人または家族ならびにこれを知った他の組合員は、速やかに支部長を経て本部事務局に届け出る。

第9条 前条の届出を受けた本部事務局職員は、速やかに担当ブロック長および本部役員に報告する。

第10条 青年部会員も上記規約を適用する。

(付則) 本規約は平成20年6月1日より施行する。

改正：平成26年10月3日

東京都板金工業組合共済会規約

平成 24 年 3 月 22 日 改正
平成 26 年 3 月 24 日 改正
平成 29 年 3 月 28 日 改正
平成 29 年 3 月 28 日 改正
令和 4 年 3 月 29 日 改正

第1条（共済会の目的）

この共済会の制度は、東京都板金工業組合員の相互扶助と親睦を密にし、組合の発展に寄与することを目的とする。

第2条（加入資格）

- 1 本共済会の加入資格は、下記の者とする。
 - ① 東京都板金工業組合員。
 - ② 第1項の者の後継者。
 - ③ 第1項の者で、後継者に組合員資格を譲った者。

第3条（共済会加入の日時）

加入者の申込については、毎月 25 日に申込を締め切り、その翌月の 1 日から共済会員になるものとする。

第4条（資格の喪失）

- 1 加入者が東京都板金工業組合（以下、「組合」という。）を脱会した時は共済会員の資格を失う。
- 2 満 74 歳の年度末（12月末日）に定年脱会となり、共済会員の資格を失う。

第5条（死亡給付金の内容）

加入者が死亡した場合は、支部長の申請により香典と共に共済金を給付する。

- 1 加入者が死亡した場合には、香典 2 万円を贈る。
- 2 75 歳未満の加入者が死亡した場合には、委託保険会社（東京都火災共済協同組合）より 30 万円の共済金が支給される。なお、給付の際には、必要書類を提出するものとする。
但し、加入時の年齢が 65 才以上の加入者は（委託保険会社の保険に加入できないため）、8 万円支給する。
- 3 災害救助法等が発令されたときの災害時には、共済金の支払いは理事会にて協議の上決定し給付することとする。

第6条（脱会慰労金の内容）

- 1 74歳以上の定年脱会の方には、定年脱会慰労金として10万円を支給する。但し、共済会員として15年以上組合に在籍した者に限る。15年未満の人は次項の脱会慰労金を支給する。
- 2 共済会員として10年以上組合に在籍した者が組合を脱退する時に、慰労金として3万円を支給する。

第7条（会費）

会費は一ヶ月500円とし、組合費賦課金と共に納入する。

第8条（会費の処理）

会費は、組合が指定した役員（厚生保険部会役員）が管理し、中間決裁及び総代会決算報告の際に会計報告をすることとする。

第9条（余剰金、損金の処理）

- 1 共済会の年度決算における余剰金の処分について、余剰金のうち一部を支部活性化のため共済事務費として支部の人数により還元する。
- 2 損失金が生じた場合には、加入者の平等な負担によりこれをまかう。

第10条（共済会の運営）

- 1 本共済会は、組合員の中から厚生保険部会役員を選出し、これに本共済の運営を委託するものとする。
- 2 厚生保険部会役員は、その決定事項を理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 厚生保険部会役員は8名とし、役員会を構成する。
- 4 厚生保険部会役員会の意思決定は、多数決によるものとする。

第11条（共済金給付規定）

- 1 死亡共済金の受取人の指定がない場合には、その順位は、加入者の配偶、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って給付金を支払う。
- 2 同順位の受取人が複数存在する場合には、人数に応じて按分するものとする。

第12条（共済金を払わない場合）

次に該当する場合には、共済金を支払わないものとする。

- ① 加入者の故意により、共済金支払事由を生じさせた場合。
- ② 共済金取得を目的として、共済金支払事由を生じさせた場合。

以上

東京都板金工業組合青年部会内規

平成 24 年 2 月 21 日改訂

(目的)

第一条 本部会は東京都板金工業組合(以下組合といふ)の事業の一環として、板金業界の次代を担う青年組合員及び組合員の事業後継者の相互の親交と研鑽を目的としてこの内規を定める。

(名称)

第二条 本部会は東京都板金工業組合青年部会(以下部会といふ)と称する。

第三条 本部会の事業所は組合内におく。

(事業)

第四条 本部会は第一条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 経営に関する研鑽事業

経営講演会及び経営講習会の開催

技術及び技能を高めるための講習会等の開催

資材、工法及び設備等に関する情報交換ならびに研究とその発表

(2) 親睦をはかるための事業各種レクリエーションの実施

(3) その他、目的達成に必要な事業

(会員の構成及び資格)

第五条 本部会の会員は正会員及び準会員をもって構成する。

二、 正会員は四十五歳以下の組合員とする。

三、 準会員は次の者のうち四十五歳以下のものとする。

(1) 組合員の事業後継者

(2) 組合員事業主のもとで働いているもの

(加入脱退)

第六条 本部会の会員資格を有する者は本部会の承認を得て加入することができる。

二、 部会員は脱退手続きをしたうえで脱退することができる。

(除名)

第七条 本部会は次の各号の一つに該当する会員を除名することができる。

(1) 経費の支払い等、本部会に対する義務を怠った部会員

(2) 本部会の事業を妨げようとする行為をした部会員

(3) 犯罪、その他信用を失う行為をした部会員

(会費の徴収)

第八条 本部会は部会員に対して会費を徴収できるものとする。但し、正会員からは賦課金の徴収をもって充てる。

二、前項の会費の額、その徴収方法などは組合の定款および組合運営方法に従う。

(役員の定数と任期)

第九条 本部会に役員として幹事をおく。

二、幹事は各支部から一名以上選出する。

三、幹事は互選の後、理事長の承認を得て次の職を行う。

　部会長　　一名

　副部会長　三名以内

　会計　　一名

四、部会長は青年部会の中から選出される。

五、役員の任期は二年とし、補欠役員の任期は現任者の残任期間とする。

六、任期満了または就任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでその職務を行う。

(役員の職務)

第十条 部会長は本部会を代表し、本部会の業務を統括する。

二、副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故または欠員のときは、その職務を代理または代行する。

三、会計は部会事業における収入及び支出を管理し幹事会に報告する。

(顧問、相談役等)

第十一條 本部会は必要に応じて顧問、相談役、参与をおくことができる。

顧問、相談役、参与は幹事会の決議を経て部会長が委嘱する。

(幹事会)

第十二条 幹事会は必要に応じて部会長が召集する。

二、幹事会は過半数(委任状を含む)の幹事の出席をもって成立し、その議決には出席幹事の過半数を必要とする。

(幹事会の議決事項)

第十三条 幹事会において次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関する事項で部会長が必要と認める事項
- (2) 理事会に提出する事項

(委員会)

第十四条 本部会の事業の実施にあたり、必要に応じて幹事会の補助機関として委員会を設置することができる。

二、委員会の種類、組織及び運営については幹事会で定める。

(意見具申)

第十五条 本部会は必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

二、理事長に対する意見具申は、書面をもつてするものとする。

(支部)

第十六条 本部会は東京都の行政区ごとに支部をおく。ただし、本部会会員の少ない支部は複数の支部及びブロックで一支部として構成することができる。

二、支部の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(事業年度)

第十七条 本部会の事業年度は組合の事業年度(第62条)に準ずる。

(慶弔)

第十八条 慶弔は組合の慶弔規定による。

(表彰)

第十九条 表彰は組合の表彰規定による。組合以外の団体に対する表彰申請は幹事会の承認を得て組合の顕彰委員会に推薦する。

(附則)

- 一 本内規は平成24年3月1日から施行する。
- 二 本内規は幹事会の議決を経た後、理事会の承認を経なければ改廃することができない。
- 三 本内規に定めなき事項は幹事会の議決により別に定める。

東京都板金工業組合定款規約

賛助会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第62条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、賛助会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供（機関紙「東板」）
- (2) 本組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

(会 費)

第7条 賛助会費の額は、年額一括納入で負担するものとし、別に定める基準により組合と協議のうえ決定するものとする。

(脱 退)

第8条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げまたは妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意または重大な過失により、本組合の信用を失わせる様な行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(そ の 他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(付則) 本規約は令和4年4月1日より施行する。

